

貝塚市消毒用肩掛け式噴霧器貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風、集中豪雨等による床上・床下浸水の水害発生時に、衛生状態の悪化による感染症や食中毒の発生を予防するため、被災者に肩掛け式噴霧器（以下「噴霧器」という。）の貸出しを行い、被災者自らが消毒作業を実施することにより、本市域における衛生的な生活環境を保持することを目的とする。

(貸出し対象者)

第2条 噴霧器の貸出し対象者は、市内にある住居が水害により被災した市民とする。

(申込み等)

第3条 噴霧器を借り受けようとする者（以下「借用者」という。）は、貝塚市消毒用肩掛け式噴霧器借用書（別記様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、総務市民部廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）において、噴霧器の貸出しを行うものとする。

(借用期間及び返却)

第4条 噴霧器の貸出し期間は、貸出し日を含め3日以内とし、使用後は廃棄物対策課へ速やかに返却しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

(使用料等)

第5条 噴霧器の使用料は、無料とする。ただし、使用上必要となる消耗品等は借用者の負担とする。

(使用上の注意)

第6条 借用者は、噴霧器の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 噴霧器の取扱説明書を熟知の上、使用すること。
- (2) 使用する消毒液は、逆性せっけん液とし、取扱説明書に従って使用すること。
- (3) 噴霧器に異常があったときは、直ちに使用を中止し、速やかに廃棄物対策課に電話等で連絡すること。
- (4) 噴霧器は適正に使用し、被災住居の消毒以外に使用しないこと。

(市の責任)

第7条 噴霧器の使用に関するあらゆる事故については、理由のいかんにかかわらず、市は一切の責任を負わない。

(転貸の禁止)

第8条 借用者は、噴霧器を第三者に転貸してはならない。

(損害賠償等)

第9条 借用者は、噴霧器を破損し、又は紛失したときは、借用者の負担において原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、噴霧器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和3年5月13日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

貝塚市消毒用肩掛け式噴霧器借用書

令和 年 月 日

貝塚市長 様

住 所 貝塚市 _____

借用者 氏 名 _____

電話番号 _____

貝塚市消毒用肩掛け式噴霧器貸出し要綱を遵守し、下記のとおり
肩掛け式噴霧器を借用します。

記

借用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

借用理由